

# 万引きは **STOP** 犯罪です

1月中、大里交番管内で万引きをした犯人を3人捕まえています。



万引きは必ず誰かに見られています。

その場で見つからなくても、防犯カメラなどの捜査で犯人は捕まります。



万引き = 窃盗罪

～罰則～

10年以下の拘禁刑  
または  
50万円以下の罰金

「たかが万引き」では済まされない。



数百円の品物でも **お店の物を盗んだら犯罪**。  
逮捕されたら刑事罰だけでなく、社会的信用を失ってしまうこととなります。



ドラッグストアでの万引きが増加しています

ドラッグストアでの万引き被害品のほとんどが**食料品**です。

中にはお金を持っているにも関わらず万引きをする犯人もいます。

# 大里交番だより



門司警察署  
321-0110  
大里交番



## 花泥棒を検挙

2月中に城山町公園から花を盗んだ犯人を捕まえました。

大里交番管内では昨年から公園に植えられている花を盗まれる被害が多発していました。



大里交番管内  
1月中の  
事件・事故  
万引き 11件  
自転車盗 1件  
空き巣 1件  
無銭飲食 1件  
その他 2件  
物件事故 49件  
人身事故 2件

## 自転車の違反に青切符が適用

【適用開始日】 ○ 令和8年4月1日～

【対象者】 ○ 16歳以上

【検挙対象】

- 交通事故につながる**危険な運転行為**
- 警察官の指導警告に従わず**違反行為を継続**など

～ **交通ルールを守って責任のある運転をしよう** ～



【違反例】



通行禁止違反  
(一方通行)



並進



携帯電話使用等  
(保持)



信号無視



公安委員会遵守事項違反  
(傘さし運転)